主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、原判決の事実認定を争うものであつて、刑訴応急 措置法一三条二項により上告適法の理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条によつて主文のとおり判決する。

この裁判は裁判官全員の一致した意見によるものである。

検察官 橋本乾三関与

昭和二六年一一月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	/]\	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	- 郎